省　令

○総務省令第三十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

総務大臣　片山　善博

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」、「地域活性化・生活対策臨時交付金」及び「情報通信技術開発支援等事業費補助金」を削り、「衛星放送受信対策事業費補助金」の次に「情報通信利用環境整備推進交付金」を加え、「北海道洞爺湖サミット消防・救急体制整備費補助金」を「住宅用火災警報器普及支援事業費補助金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十二年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

○法務省令第十五号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

法務大臣　江田　五月

登記事務委任規則等の一部を改正する省令

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び千葉東出張所」を「、佐倉支局、千葉東出張所及び成田出張所」に改める。

第二条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、登記事務委任規則第四条第一項の改正規定中「加え、「及び千葉東出張所」を「、千葉東出張所及び市原出張所」に改める」を「、「千葉東出張所」の下に「、市原出張所」を加える」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月二十五日から施行する。

○厚生労働省令第五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の二十一を第一号の二十三とし、第一号の二十を第一号の二十一とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二十二　N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―［（一S）―一―（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル（別名リバスチグミン）及びその製剤。ただし、一枚中N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―［（一S）―一―（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル一八㎎以下を含有する貼付剤を除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の十九を第一号の二十とし、第一号の九から第一号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第一号の八の次に次の一号を加える。

一の九　（二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR・一一S・一二R・一三aR・一三bS・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九aS）―二―［（二S）―三―アミノ―二―ヒドロキシプロピル］―三―メトキシ―二六―メチル―二〇・二七―ジメチリデンヘキサコサヒドロ―一一・一五：一八・二一：二四・二八―トリエポキシ―七・九―エタノ―一二・一五―メタノ―九H・一五H―フロ［三・二―i］フロ［二′・三′：五・六］ピラノ［四・三―b］［一・四］ジオキサシクロペンタコシン―五（四H）―オン（別名エリブリン）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項中第二号の十四の次に次の一号を加える。

二の十五　エポエチン―ベータ―ペゴル及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十二号の三十七を第十二号の三十八とし、第十二号の十三から第十二号の三十六までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の十二の次に次の一号を加える。

十二の十三　N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―［（一S）―一―（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル（別名リバスチグミン）の製剤であつて一枚中N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―［（一S）―一―（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル一八㎎以下を含有する貼付剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第四十七号の九を第四十七号の十とし、第四十七号の八を第四十七号の九とし、第四十七号の七を第四十七号の八とし、第四十七号の六の次に次の一号を加える。

四十七の七　（二RS）―二―（ジフルオロメトキシ）―一・一・二―テトラフルオロエタン（別名デスフルラン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十一号の十一を第五十一号の十二とし、第五十一号の五から第五十一号の十までを一号ずつ繰り下げ、第五十一号の四の次に次の一号を加える。

五十一の五　（一S）―一―［三―（ジメチルアミノ）プロピル］―一―（四―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロイソベンゾフラン―五―カルボニトリル（別名エスシタロプラム）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中（626）を（628）とし、（440）から（625）までを（442）から（627）までとし、（439）を（440）とし、その次に次のように加える。

（441）　パンクレリパーゼ及びその製剤

別表第一の二第六号中（438）を（439）とし、（213）から（437）までを（214）から（438）までとし、（212）の次に次のように加える。

（213）　N―（五―クロロピリジン―二―イル）―N′―［（一S・二R・四S）―四―（ジメチルカルバモイル）―二―（五―メチル―四・五・六・七―テトラヒドロ［二・三］チアゾロ［五・四―c］ピリジン―二―カルボキサミド）シクロヘキシル］オキサミド（別名エドキサバン）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫